

田沢湖図書館 ☎ 43-1307

4休 2日(月)、9日(月)、16日(月)、23日(月)、29日(昭和の日)、30日(月)

学習資料館 ☎ 43-3333

4休 2日(月)、9日(月)、16日(月)、23日(月)、29日(昭和の日)、30日(月)、5月1日(火・月末整理休館日)

イベント交流館(新潮社記念文学館) ☎ 43-3333

4休 2日(月)、9日(月)、16日(月)～20日(金・展示替休館)

田沢湖図書館

展示コーナーのお知らせ

春になって、新しいスタート・旅立ちの季節
図書館から心ウキウキの本をお届けします。



1年生向けの楽しい絵本
学校・幼稚園・お弁当・お道具袋
そして、大人のお稽古1年生向けの本も…

学習資料館

新潮社から寄贈された図書を 紹介します

「晴天の迷いクジラ」窪美澄／「荻窪 シェアハウス小助川」小路幸也／「暗い夜、星を数えて」彩瀬まる／「途方もなく霧は流れる」唯川恵／「なつかしいひと」平松洋子／「とにかくうちに帰ります」津村記久子／「ある一日」いしいしんじ／「残念な日々」ディミトリ・フェルフルスト(著)・長山さき(約)／「プロ野球血風録」坂井保之／「わたしが出会った殺人者たち」佐木隆三／「ふるさとをあきらめない」和合亮一／「ボクのつぶやき自伝」久里洋二／『帝都復興史』を読む』松葉一清／「日露戦争、資金調達の戦い」板谷敏彦／「生きる」伊集院静／「ブータン、これでいいのだ」御手洗瑞子／「ドナルド・キーン著作集(二)」ドナルド・キーン

不要になった絵本、眠っている絵本は 「スキッチ リサイクル文庫」へ 寄贈してください

- 回収する本…幼児向け・小学校低学年向けの絵本(痛みが少なく再利用に十分耐えられるもの)
- 回収方法／県立・市町村立図書館へご持参ください。(図書館がない市町村では公民館図書館で受付)
- 回収期間／平成24年4月1日から

回収した絵本は、希望する幼稚園・保育所等に配布します。ご協力をよろしくお願いいたします。

- 連絡先／秋田県企画振興部 総合政策課 ☎ 018-862-5200



作品展示をしてみませんか？

田沢湖図書館2階多目的スペースを無料開放します。

趣味の作品をお持ちの方、一人で、またはお友達と、ぜひご利用ください。(ただし、文化的な作品に限ります)

- 問合せ／田沢湖図書館 ☎ 43-1307

後期高齢者医療制度

平成24年度から 後期高齢者医療の 保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は2年ごとに改定され、平成24年度から保険料率が変わります。

保険料率は「秋田県後期高齢者医療広域連合」が決定しますが、今回の保険料率改定では、医療費の増加等の要因により、皆様に納めていただく保険料額も引き上げられることになりました。算定の経緯については、広域連合のホームページで紹介いたしますのでご参照ください。また、保険料率改定に関する疑問・質問は、広域連合で受け付けています。

仙北市では広域連合で決定した保険料率に基づき、保険料額の通知や納付書を皆様に送付しています。改定後の保険料率に基づく保険料額は、平成24年7月中旬に皆様に通知する予定です。

保険料額＝均等割額＋所得割額(所得×所得割率)
均等割額…県内の加入者全員に等しく納めていただく金額です。
所得割額…加入者本人の所得に応じて納めていただく金額です。



保険料率が変わります

- 【平成23年度まで】
◆均等割額 3万8925円
◆所得割率 7・18割
- 【平成24年度から】
◆均等割額 3万9710円
◆所得割率 8・07割

世帯主および被保険者の総所得金額等が下記の基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額	均等割額
		H23年度まで	H24年度から
基礎控除額(330,000円)	8.5割	5,800円	5,900円
被保険者全員の年金収入80万円以下で、その他各所得がない	9割	3,800円	3,900円
基礎控除額(330,000円)+245,000円×被保険者の数(世帯主である被保険者を除く)	5割	19,400円	19,800円
基礎控除額(330,000円)+350,000円×被保険者の数	2割	31,100円	31,700円
後期高齢者医療制度加入前に被用者保険の被扶養者であった被保険者	9割	3,800円	3,900円

均等割額の軽減措置
(軽減割合は変更ありません)

所得割額の軽減措置
(軽減割合は変更ありません)

- ◆被保険者本人の総所得金額等58万円以下(年金収入のみの場合)、153万円～211万円以下)
- ◆軽減割合／5割

賦課限度額が変わります

- 【平成23年度まで】
◆賦課限度額 50万円

- 【平成24年度から】
◆賦課限度額 55万円

問合せ

- 秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課 ☎ 018(853)7155
- 総務課 ☎ 018(838)0610
- 仙北市税務課 市民税係 ☎ (43)1117
- ホームページ <http://www.akita-kouki.jp/>
- ↓左枠「保険料について」内